

徳島大学生物資源産業学部自己点検・評価委員会規則

平成28年4月1日

生物資源産業学部長制定

(設置)

第1条 徳島大学生物資源産業学部及び徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻に、徳島大学生物資源産業学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価及び外部評価（以下「自己評価等」という。）の実施項目、実施内容及び実施方法に関すること。
- (2) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関すること。
- (3) 自己評価等の結果に基づく改善策に関すること。
- (4) その他自己評価等に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会から選出された委員長及び副委員長 各1人
- (2) 各コースから選出された教授 各1人
- (3) 教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員長
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、准教授又は講師をもって代えることができる。

3 委員長及び副委員長は、第1項第2号の委員を兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は1年とする。

2 前条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副委員長は、次年度の委員長とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、常三島事務部生物資源産業学部事務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。